

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和三年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する

規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和六十一年十二月
奈良県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「第九条第五項」を「第九条第七項」に改める。

第十四号様式及び第十六号様式（表面）中「~~第9条第5項~~」を「~~第9条第7項~~」に改
める。

附 則

この規則は、令和三年九月十五日から施行する。